

平成17年（ワ）第87号、平成18年（ワ）第16号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外22名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面（5）

平成18年5月24日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴讼代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



原告らは、本件GMイネ栽培実験に関する昨年度の仮処分事件（新潟地方裁判所高田支部平成17年（ヨ）第9、10号遺伝子組換え稻の作付禁止等仮処分命令申立事件）以来、一貫して、

- 「花粉交雑の可能性」に関する科学的意見については生井兵治氏を、
- 「ディフェンシン耐性菌人類脅威仮説（仮称）」に関する科学的意見については、金川貴博氏、木暮一啓氏ないし河田昌東氏を、

それぞれ起用し、それぞれの専門毎に原告ら主張の科学的根拠としてきた（原告らは本件訴訟においても、これまで、花粉交雫に関する意見として生井兵治氏の陳述書等（甲15、31、33、59）を、「ディフェンシン耐性菌人類脅威仮説（仮称）」に関する意見として金川貴博氏の陳述書等（甲4、16、19、58、）を、それぞれ提出している。）。

しかしながら、今般、原告らは、「花粉の専門家」として陳述書を作成提出してきた生井兵治氏を、突如、「ディフェンシン耐性菌人類脅威仮説（仮称）」

に関する専門家として、甲第70号証陳述書を作成、提出させた。

当該陳述書は、ディフェンシンに関して事細かな説明等を行っているが、前記経緯に照らすと、生井兵治氏には「ディフェンシン耐性菌人類脅威仮説（仮称）」に関する相当の知見がないと思われることから、生井氏以外の者が陳述内容を形成、起案し、生井氏が名義を貸与する形で署名したのではないかと疑われる。

被告としては、原告の主張に的確に反論する上で、陳述書の真の作成者を把握することが必要であると考えており、原告らにおいては、正しい陳述書作成者（陳述内容の知見を形成した者）の氏名を次回期日（平成18年5月25日）においてご教示いただくとともに、正しい署名を付した陳述書を速やかに再提出いただきたい。

以上